介護保険料のお知らせ

■健康福祉課介護保険グループ
☎74-3001

65歳以上の方に納めていただく平成25年度の介護保険料は、本人の前年の収入や世帯の住民税課税状況などにより算定し、次のとおりとなります。

なお、決定した保険料は7月上旬に通知予定です。

保険料段階		対象者 世帯	対象者 本人所得等	保険料年額
第1段階		住民税非課税世帯	生活保護又は老齢福祉年金受給者	22，800円
第2段階		住民税非課税世帯	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	22，800円
第3段階	軽減	住民税非課税世帯	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下	28，700円
第3段階	通常	住民税非課税世帯	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	34，200円
第4段階	軽減	世帯に住民税課税者あり	本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	37，800円
第4段階	通常	世帯に住民税課税者あり	本人は住民税非課税で上記以外	45，600円
第5段階		本人が住民税課税者	前年の合計所得金額が190万円未満	57，000円
第6段階		本人が住民税課税者	前年の合計所得金額が190万円以上	68，400円

①介護保険料は3年ごとに見直しを行っており、平成24年度から平成26年度の介護保険料は表のとおりとなっています。

洞爺湖町の介護保険料は全国・全道平均よりも低い金額に設定されています。

②公的年金などから保険料を納めている方については、4月から納付が始まっていますが、7月の保険料本算定に伴い、8月以降の保険料で調整を行う予定です。

後期高齢者医療制度のお知らせ
～平成25年度の保険料等について～

■問合せ
北海道後期高齢者医療広域連合
☎011-290-5601
住民課国保医療グループ
☎74-3002

7月に保険料額をお知らせします。

平成25年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

①年間の保険料限度額は55万円が上限です。

②所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。

③年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

◆保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。口座振替を希望される方はお問合わせください。

保険料のお支払いが困難な場合は住民課国保医療グループへご相談ください。

◆災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

算定方法

均等割		所得割		1年間の保険料
【1人当たりの額】	＋	【本人の所得に応じた額】	＝	
47,709 円		(平成24年中の所得-33万円)×10.61%		(100円未満切り捨て)

ジェネリック医薬品の利用について

●医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。

●ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口に「希望カード」を提示することにより　願いすることができます。

「希望カード」が必要な方は住民課国保医療グループまでお問い合わせください。

◆効き目・安全性について
ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

◆価格について
ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。